

株式売渡請求に関する事前開示事項

(会社法第179条の5第1項及び会社法施行規則第33条の7に掲げる事項)

2024年6月28日

双信電機株式会社

2024年6月28日

長野県佐久市長土呂800番地38

双信電機株式会社

代表取締役社長 杉山 雅彦

株式売渡請求に関する事前開示事項

(会社法第179条の5第1項及び会社法施行規則第33条の7に掲げる事項)

当社は、会社法(平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下同じです。)第179条第1項に規定する特別支配株主である釜屋電機株式会社(以下「釜屋電機」といいます。)から、2024年6月14日付で、会社法第179条第1項に基づき、当社の株主の全員(但し、釜屋電機及び当社を除きます。以下「本売渡株主」といいます。)に対し、その有する当社の普通株式(以下「当社株式」とい、本売渡株主が有する当社株式を、以下「本売渡株式」といいます。)の全部を釜屋電機に売り渡すことを請求(以下「本売渡請求」といいます。)することを決定した旨の通知を受け、同日開催の当社取締役会において、本売渡請求を承認することを決議しました。

本売渡請求に関する会社法第179条の5第1項及び会社法施行規則第33条の7に掲げる事項は以下のとおりです。

記

1. 特別支配株主の名称及び住所(会社法第179条の5第1項第1号)

名称:釜屋電機株式会社

住所:神奈川県大和市中央六丁目1番6号PSAビルディング

2. 会社法第179条の2第1項各号に掲げる事項(会社法第179条の5第1項第2号)

- (1) 特別支配株主完全子法人に対して、本売渡請求をしないこととするときは、その旨及び当該特別支配株主完全子法人の名称(会社法第179条の2第1項第1号)
該当事項はありません。

(2) 本売渡請求により本売渡株主に対して本売渡株式の対価として交付する金銭の額及びその割当てに関する事項(会社法第179条の2第1項第2号、第3号)

釜屋電機は、本売渡株主に対し、本売渡株式の対価(以下「本売渡対価」といいます。)として、その有する本売渡株式1株につき480円の割合をもって金銭を割当交付します。

(3) 新株予約権売渡請求に関する事項(会社法第179条の2第1項第4号)

該当事項はありません。

(4) 特別支配株主が本売渡株式を取得する日(以下「取得日」といいます。)(会社法第179条の2第1項第5号)

2024年7月19日

(5) 本売渡対価の支払のための資金を確保する方法(会社法第179条の2第1項第6号、会社法施行規則第33条の5第1項第1号)

釜屋電機は、本売渡対価を、同社の現預金によりお支払いします。釜屋電機は、本売渡対価の支払のための資金に相当する額の銀行預金を有しています。釜屋電機は、本公開買付けに係る公開買付届出書の添付書類として2024年3月22日時点の釜屋電機の預金残高に係る2024年3月25日付残高証明書を提出しているが、2024年3月22日以降、釜屋電機において、本売渡対価の支払に支障を及ぼす事象は発生しておらず、また今後発生する可能性も認識していません。

(6) その他の本株式売渡請求に係る取引条件(会社法第179条の2第1項第6号、会社法施行規則第33条の5第1項第2号)

本売渡対価は、取得日以降合理的な期間内に、取得日の前日の最終の当社の株主名簿に記載又は記録された本売渡株主の住所又は本売渡株主が当社に通知した場所において、当社による配当財産の交付の方法に準じて交付されるものとします。但し、当該方法による交付ができない場合には、当社の本店所在地にて、当社が指定した方法により(本売渡対価の交付について釜屋電機が指定したその他の場所及び方法があるときは、当該場所及び方法により)、本売渡株主に対する本売渡対価を支払うものとします。

3. 本売渡対価の総額の相当性に関する事項及び本売渡請求の承認に当たり本売渡株主の利益を害さないよう留意した事項その他の会社法第179条の2第1項第2号及び第3号に掲げる事項についての定めの相当性に関する事項(会社法第179条の5第1項第4号、会社法施行規則第33条の7第1号)

(1) 本売渡対価の総額の相当性に関する事項その他の会社法第179条の2第1項第2号及び第3号に掲げる事項についての定めの相当性に関する事項

本売渡請求は、釜屋電機が2024年3月26日から2024年6月6日までを買付け等の期間として実施した当社株式に対する公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)の結果、釜屋電機が当社の議決権の90%以上を保有するに至ったことから、当社株式(但し、当社が所有する自己株式を除きます。)の全てを取得し、当社株式を非公開化するための一連の取引(以下「本取引」と

いいます。)の一環として行われるものであり、本売渡対価は、本公開買付けにおける当社株式1株当たりの買付け等の価格(以下「本公開買付価格」といいます。)と同一の価格に設定されています。

当社は、当社が2024年3月25日に公表した「親会社である華新科技股份有限公司の子会社である釜屋電機株式会社による当社株式に対する公開買付けに関する賛同の意見表明及び応募推奨のお知らせ」(2024年5月9日に公表した「(変更)「親会社である華新科技股份有限公司の子会社である釜屋電機株式会社による当社株式に対する公開買付けに関する賛同の意見表明及び応募推奨のお知らせ」の一部変更について」による変更を含みます。以下「本意見表明プレスリリース」といいます。)の「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(2) 本公開買付けに関する意見の根拠及び理由」の「② 公開買付者が本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」及び「③ 当社が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」に記載のとおり、以下の過程及び理由により、2024年3月25日開催の当社取締役会において、本公開買付けに関して、賛同の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様に対して、本公開買付けに応募することを推奨する旨の決議をしました。なお、当該取締役会決議は、下記「(2) 本売渡請求の承認に当たり本売渡株主の利益を害さないように留意した事項」の「⑥ 当社における利害関係を有しない取締役(監査等委員である取締役を含む。)全員の承認」に記載の方法により決議されています。

また、以下の記載のうち、釜屋電機に関する記載については、釜屋電機から受けた説明に基づくものです。

(i) 釜屋電機からの提案及び検討体制の構築の経緯

当社は、2024年1月24日に当社の支配株主(親会社)である華新科技股份有限公司(Walsin Technology Corporation、以下「Walsin」といいます。)及びその子会社53社によって構成される企業集団(以下、総称して「Walsinグループ」といい、当社を除き「釜屋電機ら」といいます。)より当社を完全子会社化することを目的とした本公開買付けに関する意向表明書(以下「初期意向表明書」といいます。)を受領しました。これに対し、当社は、本取引が支配株主との重要な取引等に該当し、また、本取引において釜屋電機と釜屋電機以外の当社一般株主との間で構造的な利益相反の問題及び情報の非対称性の問題が類型的に存することに鑑み、本取引に係る当社の意思決定に慎重を期し、当社取締役会の意思決定過程における恣意性及び利益相反のおそれを排除し、意思決定過程の公正性を担保するとともに、当社取締役会における意思決定が、当社の少数株主にとって不利益のないものでないか否かを確認することを目的として、釜屋電機から独立した立場で、当社の企業価値向上及び当社の一般株主の皆様の利益確保の観点から本取引に係る検討、交渉及び判断を行うための体制の構築を直ちに行いました。

具体的には、当社は、下記「(2) 本売渡請求の承認に当たり本売渡株主の利益を害さないように留意した事項」の「② 当社における独立した特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得」に記載のとおり、2024年1月31日開催の取締役会における決議に基づき川澄晴雄氏

(当社独立社外取締役)、山崎頼良氏(当社独立社外取締役、公認会計士)、木下嘉隆氏(当社独立社外取締役)の3名から構成される独立した特別委員会(以下「本特別委員会」といいます。)を設置し、本特別委員会に対し、本取引の目的の合理性、本取引における手続の公正性、取引条件の妥当性等について委嘱しました(本特別委員会の委員の構成、具体的な委嘱事項、検討の経緯及び判断内容等については、下記「(2)本売渡請求の承認に当たり本売渡株主の利益を害さないように留意した事項」の「② 当社における独立した特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得」をご参照ください。)。また、本特別委員会への委嘱にあたり、当社の取締役会が本取引に関する決定を行うに際して、本特別委員会の判断内容を最大限尊重し、本特別委員会が本取引の目的又は取引条件について妥当でないと判断した場合には本取引に賛同しないことを前提としています。

さらに、当社は、2024年1月下旬、初期意向表明書の内容について検討するため、本取引に関して、当社、Walsin及び釜屋電機から独立したファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関として株式会社KPMG FAS(以下「KPMG FAS」といいます。)、当社、Walsin及び釜屋電機から独立したリーガル・アドバイザーとして神谷町法律事務所をそれぞれ選任しました。

また、当社は、下記「(2)本売渡請求の承認に当たり本売渡株主の利益を害さないように留意した事項」の「⑤ 当社における独立した検討体制の構築」に記載のとおり、Walsin及び釜屋電機から独立した立場で、本取引に係る検討、交渉及び判断を行うための体制を当社の社内に構築するとともに、かかる検討体制(本取引に係る検討、交渉及び判断に関与する当社の役職員の範囲及びその職務を含みます。)に独立性及び公正性の観点から問題がないことについて本特別委員会の承認を受けています。

(ii) 検討・交渉の経緯

当社は、KPMG FASから当社株式の価値算定結果に関する報告、釜屋電機との交渉方針に関する助言その他の財務的見地からの助言を受けるとともに、神谷町法律事務所から本取引における手続の公正性を確保するための対応等についての法的助言を受け、これらを踏まえ、本取引の是非及び取引条件の妥当性について、初期意向表明書を受領した2024年1月24日から同年3月25日まで、慎重に検討を行ってきました。

当社は、2024年2月下旬、釜屋電機に対して、本特別委員会からの助言も踏まえ、本取引の背景・目的・意義、本取引後の経営方針といった内容を中心に質問を行いました。

これに対し、当社は、釜屋電機から、2024年3月上旬に上記各質問に対する回答を受領し、本特別委員会からの助言も踏まえ、本取引の意義・目的、本取引後に想定されるシナジー等について協議を進めてまいりました。釜屋電機からの回答の内容については、下記「(iii) 当社の意思決定の内容」をご参照ください。

また、本公開買付価格については、当社は、釜屋電機から、2024年1月24日に、本公開買付価格を410円とする提案を受けました。これに対して、当社は、2024年2月29日に、同種事例のプレミアム水準と比較して設定されたプレミアムが低く少数株主の利益保護の観点から妥当な水準と

はいえないこと等を理由として本公開買付価格を再考するよう要請しました。これに対して、釜屋電機は、かかる要請を踏まえ、本公開買付価格について再度検討し、当社は、2024年3月6日に、釜屋電機から本公開買付価格を430円(再提案提出日である2024年3月6日の終値294円に対し46.3%、同日までの1ヶ月間の終値単純平均値294円に対し46.3%、同日までの3ヶ月間の終値単純平均値301円に対し42.9%、同日までの6ヶ月間の終値単純平均値317円に対し35.6%のプレミアム)とする提案を受けました。これに対し、当社は、2024年3月8日に、当社が作成した2024年12月期から2028年12月期までの事業計画を基礎として算定された第三者算定機関による当社株式価値の算定結果の見込みを踏まえると、当該提案価格は当社が実現しうる本源的価値が少数株主に対して適切に分配される水準とはいえないことを理由として、本公開買付価格を再考するよう要請しました。これに対して、釜屋電機は、かかる要請を踏まえ、本公開買付価格について再度検討し、当社は、2024年3月13日に、釜屋電機から本公開買付価格を460円(再提案提出日である2024年3月13日の終値309円に対し48.9%、同日までの1ヶ月間の終値単純平均値298円に対し54.4%、同日までの3ヶ月間の終値単純平均値300円に対し53.3%、同日までの6ヶ月間の終値単純平均値315円に対し46.0%のプレミアム)とする提案を受けました。これに対し、当社は、2024年3月14日に、引き続き本財務予測(下記「(2)本売渡請求の承認に当たり本売渡株主の利益を害さないように留意した事項」「①当社における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得」にて定義します。)を基礎として算出された第三者算定機関であるKPMG FASによる当社の株式価値の算定結果の見込みを踏まえると、依然として当該提案価格は当社が実現しうる本源的価値が少数株主に対して適切に分配される水準とはいえないことを理由として、本公開買付価格を再考するよう要請しました。これに対して、釜屋電機は、かかる要請を踏まえ、本公開買付価格について再度検討し、当社は、2024年3月19日に、釜屋電機から本公開買付価格を480円(再提案提出日の前営業日である2024年3月18日の終値305円に対し57.4%、同日までの1ヶ月間の終値単純平均値300円に対し60.0%、同日までの3ヶ月間の終値単純平均値300円に対し60.0%、同日までの6ヶ月間の終値単純平均値314円に対し52.9%のプレミアム)とする提案を受けました。これに対し、当社は、2024年3月20日に、当該提案価格は本財務予測を基礎として算出された第三者算定機関による当社株式価値の算定結果の見込みを踏まえて、評価しうる範囲に至っているものの、当社の一般株主の利益を最大限追求するという観点より、本公開買付価格の更なる引き上げ余地がないか、再度検討するよう要請しました。これに対して、釜屋電機は、2024年3月19日に釜屋電機が提案した1株当たり480円の価格は、当社株式の市場株価に対して十分なプレミアムが付されたものであり、一般株主の利益に資するものであると判断し、当社は、価格の引き上げは行わない旨の回答を受けました。

なお、当社及び本特別委員会は、釜屋電機より、本公開買付けは、買付予定数の下限を、釜屋電機が本公開買付け後において所有する当社の議決権の数が当社の総議決権の60%に相当する数以上となるよう設定している点について、本意見表明プレスリリースの「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(2)本公開買付けに関する意見の根拠及び理由」の「① 本公開買付けの概要」に記載のとおり、①当社における直近3事業年度に係る定時株主総

会の議決権行使率が低い水準にあること、さらに、同種事案の統計上、株式併合を行うこと(以下、「本株式併合」といいます)及び本株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款の一部変更を行うことを付議議案に含む臨時株主総会(以下、「本臨時株主総会」といいます)のような二段階買収に係る株主総会においては、その他の通常の株主総会議案と比較して議決権行使率が低くなる傾向があること、並びに②当社の株主(実質株主を含みます。)に取引条件の適否にかかわらず公開買付けへの応募を行わない方針をとるパッシブ・インデックス運用ファンド等が存在し、その保有する当社の議決権数が少なくとも当社の総株主の議決権数の2%から3%程度存在するものと見込まれていることに鑑み、本公開買付けの成立を安定的なものとし、本取引の成立の蓋然性を最大化しつつ、本公開買付け後に釜屋電機が当社の総株主の議決権数の3分の2を所有するに至らない場合でも、その所有する当社の議決権数が本臨時株主総会において、本株式併合に係る議案が現実的に承認される水準となるよう設定している旨の説明を受けています。

(iii) 当社の意思決定の内容

以上の経緯のもとで、当社は、2024年3月25日開催の取締役会において、神谷町法律事務所から受けた法的助言、KPMG FASから受けた財務的見地からの助言及び同社から受領した2024年3月22日付株式価値算定書(以下「本株式価値算定書(KPMG FAS)」といいます。)の内容を踏まえつつ、本特別委員会の答申書(以下「本答申書」といいます。)において示された本特別委員会の判断内容を最大限に尊重しながら、本公開買付けを含む本取引が当社の企業価値の向上に資するか否か、及び本公開買付価格を含む本取引に係る取引条件が妥当なものか否かについて、慎重に協議及び検討を行いました。上記取締役会における協議及び検討の具体的な内容は以下のとおりです。

当社グループを取り巻く事業環境は、安全・環境規制の強化、通信・交通インフラ網の拡充などにより中長期的には事業機会の拡大が期待できます。しかし、直近では世界情勢の不安定化やインフレ懸念による景気減速、半導体・通信関連市場での生産調整等による影響から需要の減退を迎えており、当社の業績も悪化しています。このような厳しい事業環境下において、当社の想定する当社の経営課題は以下のとおりとなります。

a. 積層誘電体フィルタ事業の再構築

これまで積層誘電体フィルタ事業は情報通信事業本部の傘下にありましたが、次期より事業部として独立させます。また、同事業部長をWalsinグループより迎え、当社同事業とWalsinグループの高周波部門との一体運営を行います。2023年12月期、同事業は期首予想からの大幅な需要減により赤字となりました。需要減の直接的要因は通信関連投資抑制によるものですが、一方でマーケティング力の不足、お客様からのコスト低減・納期要求に十分対応できることによる機会損失なども要因として挙げられました。この点を抜本的に是正するため、組織変更を伴うWalsinグループとの一体運営に踏み切ります。

既に販売面では協業体制を構築しており、Walsinグループとのマーケティング情報一元化

を進め、当社商品戦略に反映させていきます。また、材料・製造プロセス共通化の技術開発も進んでおり、2024年12月期よりWalsinグループ製造ライン活用によるコスト低減、量的拡大を行います。

b. 製品収益性の改善

2023年12月期より着手している代替部材によるコスト低減、納期遅延解消による航空輸送費抑制、生産性の改善を継続していきます。また、お客様に対しても、材料やエネルギー価格の上昇によるコスト増分の製品価格転嫁や、旧来の低収益製品の新規品への置換、終息もお願いしていきます。

2020年、釜屋電機は当社より第一回無担保転換社債型新株予約権付社債(以下「本新株予約権付社債」といいます。)について割当を受け、さらに、釜屋電機は2021年1月に当社をWalsinの連結子会社とすることを目的とした当社株式の公開買付け(以下「2020年公開買付け」といいます。)を行ったのちに、本新株予約権付社債に係る新株予約権の行使による当社株式への転換及び東京証券取引所における市場買付けを通して(これらの一連の取引を総称して「本連結子会社化取引」といいます。)、当社をWalsinの連結子会社化して以降、当社と釜屋電機らが連携し、釜屋電機らが所有するグローバルな販売、調達チャネルや低コストの製造技術などのリソースを最大限活用することや積層誘電体フィルタ事業を拡大することで、上記課題の解消、及び当社の掲げる2025年度営業利益率10%を目指してまいりました。その一方で、2023年度は、新型コロナウイルス感染症の収束により各国経済活動が正常化する一方で、ロシアのウクライナ侵攻による資源価格上昇などにより長期化するインフレと、欧米諸国が度重なる金利上昇の影響などにより回復速度は鈍化しました。このような状況のもと、パワーエレクトロニクス事業は、工作機械市場、医用市場が堅調に推移したものの、半導体製造装置市場は在庫調整による落ち込みが鮮明になりました。一方、情報通信事業では、半導体不足緩和などによる車載市場の回復があったものの、高速大容量へ対応した新規格Wi-Fiや第5世代移動通信システム市場やリチウムイオン電池市場は、北米の金融引締めなどの影響に伴う設備投資の抑制や世界経済の減速などで落ち込み、売上高が116億72百万円、営業利益が3億20百万円(営業利益率2.7%(小数点以下第二位を四捨五入しています。))となりました。このような状況を踏まえて、本取引に関する釜屋電機からの提案内容及び本取引に関する回答において、釜屋電機から、本取引による当社の完全子会社後においては、どのような具体的な施策が想定されているのかの質問に対して、以下のようなWalsinの経営資源の提供を含めたサポートが得られる見込みであることが明らかになりました。

・ Walsinの販売チャネルの活用

当社の製品を、Walsinの販売チャネルを通じて、日本国外にさらなる拡販をすることです。Walsinグループにおいては、中華圏(中国・台湾・香港)での2023年12月31日時点の売上高がWalsinグループ全体の売上高の60%超を占めており、中華圏への販売チャネルを多く抱えているとのことです。加えて、同圏内において600社を超える多様な顧客を有しているとのことです。当社がWalsinの中華圏だけでなく、その他のアジア地域、欧州、北米での販

売チャネルを通じて当社の製品を販売していくことで、当社の日本国外の新規顧客獲得を通じた収益拡大に貢献できると考えているとのことです。さらに、本連結子会社化取引後、Walsinグループの受動部品の分野を主として協業をしてまいりましたが、当社を釜屋電機の完全子会社とすることを通じ、厚膜印刷基板等の他のビジネスにおいてもWalsinグループとの連携を深めることで、当社の持つ技術、製品をより効果的に拡販できると考えているとのことです。

- **製品ラインナップの拡充**

Walsinの製品を当社顧客へ、当社の製品をWalsinグループ顧客基盤へとクロスセルによる販売機会の拡大をすることができると考えているとのことです。例えば、民生用製品に広く採用されるセラミック製品である積層誘電体フィルタは、当社とWalsinの双方が提供する製品であり、以下のとおり、当社顧客の便益をWalsinが補完することができると考えているとのことです。すなわち、当社の積層誘電体フィルタは通信等世界的に高い品質基準を求められる規制の厳しい業界向けのカスタム製品に強みを持ち、Walsinの積層誘電体フィルタはスマートフォンやウェアラブル向けの消費財に強みがあり、相互補完的な役割があると考えているとのことです。また、積層誘電体フィルタ以外にも、Walsinの様々な製品の中で、多層セラミックチップ(MLCC)、チップ抵抗器、高周波製品、ディスクコンデンサ、バリスタ、チップヒューズ、セラミック誘電粉末、ディスク型半導体コンデンサ部品、ダイオード、インダクタ等は、潜在的な当社の既存顧客のニーズを満たすと考えているとのことです。

- **Walsinの事業運営機能の活用**

Walsinのグローバル調達・物流・研究開発・販売マーケティング機能その他のグローバルな運営プラットフォームを当社に提供し、当社がこれを活用することにより、当社の収益拡大、コスト削減等が可能になると考えているとのことです。また、Walsinグループが有する研究開発プラットフォームを当社に提供することで、財務及び人材面において当社の開発リソースの強化に貢献できると考えているとのことです。

- **コスト競争力の強化**

当社の汎用製品の製造をWalsinの工場が担うことにより、当社の製品のコスト競争力の強化につながると考えているとのことです。具体的には、Walsinの台湾とマレーシアの工場では、コスト競争力を高めるために、当社の製品のOEM生産を提供することが可能であり、また、当社の製品をWalsinの台湾、中国及びマレーシアの工場において製造することによりコスト削減が可能となり、ひいては当社のコスト競争力の強化につながると考えているとのことです。さらに、当社の完全子会社化を通じて、当社がWalsinグループの有する電子機器受託製造ビジネス等の経営資源を最大限に活用することで、これまで以上のコスト削減効果が期待できると考えているとのことです。

- **Walsinの本社機能の活用**

Walsinの国際法務や国際税務の機能・経験を当社に提供することにより、当社の事業のさらなる国際的な展開に資すると考えているとのことです。また、Walsinグループと当社との

間における人材交流及び派遣を通して経営及び人事機能の統合を進めることができると考えているとのことです。

以上のとおり、本連結子会社化取引以降の協業の目的を実現させる上で、本取引により当社が釜屋電機の完全子会社となり、当社と釜屋電機の構造的な利益相反を解消し、Walsinグループの経営資源をこれまで以上に迅速かつ柔軟に活用することにより、当社事業の成長、競争力の向上等を通じて、当社の企業価値向上に資するものと考えるに至りました。

また、当社は、本公開買付けには本公開買付け後の釜屋電機の所有割合が60%となる買付予定数の下限が付されており、本公開買付けが成立しても当社株式の非公開化が行われない可能性があるものの、当社における直近3事業年度に係る定時株主総会の議決権行使率が69%から76%と比較的低い水準であるところ、当社の議決権行使率が90%程度以上にならない限り、釜屋電機において当社の総議決権の60%を所有することにより、実際に行使される当社の総議決権のうちの3分の2以上の議決権を所有することになるため、本公開買付け後の本臨時株主総会において本株式併合に係る議案が承認される蓋然性が高いと考えています。当社は、上記のとおり本公開買付け後の本臨時株主総会において本株式併合に係る議案が承認される蓋然性が高いと考えられることに加えて、仮に、本公開買付け後の本臨時株主総会において株式併合に係る議案が否決されたとしても、釜屋電機は、当社株式の追加取得により当社の速やかな非公開化を図る予定であることからすると、本公開買付け後の釜屋電機の所有割合が60%となる買付予定数の下限を設定することについては、問題ないと判断しました。

(注)「所有割合」とは、当社が2024年5月15日に提出した第83期第1四半期報告書に記載された2024年3月31日現在の発行済株式総数(17,102,504株)から、当社が2024年4月26日に公表した「2024年12月期第1四半期決算短信[日本基準](連結)」に記載された2024年3月31日現在当社が所有する自己株式数(1,625株)を控除した株式数(17,100,879株)に占める割合をいい、その計算において小数点以下第三位を四捨五入しています。

なお、当社が釜屋電機の完全子会社となり、当社株式の上場が廃止された場合には、株式の非公開化に伴う一般的なデメリットとして、資本市場からの直接的な資金調達を行うことができなくなるといったこれまで上場会社として享受してきたメリットを喪失することになります。しかしながら、市場環境及び当社の直近の業績を考慮すると、当面の間エクイティ・ファイナンスによる効果的な資金調達は容易でないと考えられること、また上場を維持するために求められる金融商品取引法上の有価証券報告書等の継続的な開示体制への対応、上場維持に伴う各種費用(上場料、開示書類の作成費用、株式事務代行機関への委託費用、監査費用等)のコスト負担は年々増加しており、釜屋電機の完全子会社となり非公開化することによってこれらに係る業務及びコスト負担を軽減できること、さらに上記のとおりWalsinの販売網の利用、グローバル調達・物流・研究開発・販売マーケティング機能その他のグローバルな運営プラットフォームやその他コーポレート機能の提供、当社の汎用製品の製造の内製化等が達成されることが見込まれることに鑑みれば、当社株式の上場が廃止されることによるデメリットは、上記の当社の企業価値向上が見込まれるメリットを上回らないものと考えています。

また、本公開買付価格については、当社は、2024年3月25日、本公開買付価格である480円は、当社、釜屋電機から独立した第三者算定機関であるKPMG FASから取得した本株式価値算定書(KPMG FAS)によれば、当社株式の株式価値の算定結果のうち、市場株価平均法に基づく算定結果のレンジの上限を上回っており、類似会社比較法及びディスカウンテッド・キャッシュ・フロー法(以下「DCF法」といいます。)に基づく算定結果のレンジの範囲内となっていること、2024年3月22日の東京証券取引所スタンダード市場における当社普通株式の終値316円に対して51.9%のプレミアムを加えた価格、直近1ヶ月の終値単純平均値304円に対して57.9%のプレミアムを加えた価格、直近3ヶ月間の終値単純平均値301円に対して59.5%のプレミアムを加えた価格、直近6ヶ月間の終値単純平均値313円に対して53.4%のプレミアムを加えた価格となっているところ、経済産業省が「公正なM&Aの在り方に関する指針」を公表した2019年6月28日以降に公表され、かつ成立した連結子会社の完全子会社化を目的とした他の公開買付けの事例(マネジメント・バイアウトを含みません。)55件におけるプレミアム水準(平均値は公表日の前営業日に対するプレミアム率が40.6%、過去1ヶ月間が43.8%、過去3ヶ月間が42.8%、過去6ヶ月間が40.8%)との比較においても、相応のプレミアムが付されていると評価することができるものと判断したこと、かつ、2020年公開買付けにおける公開買付価格(以下「2020年公開買付価格」といいます。)との関係においても、本公開買付価格は2020年公開買付価格の460円を上回っており、本連結子会社取引において引き続き当社株式を所有することを選択した株主の利益保護の観点からも妥当性を有すると考えられることから、釜屋電機らに対し、上記価格提示に応諾する旨を回答し、当社及び釜屋電機らは価格条件について最終的に合意しました。

上記内容の協議及び検討の結果、当社は、2024年3月25日、本取引が当社の企業価値向上に資する最善の選択であると判断し、同日開催の当社取締役会において、本公開買付けに賛同する旨の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様に対して、本公開買付けに応募することを推薦することを決議しました。

なお、本公開買付価格は、当社の2023年12月31日現在の簿価純資産から算出した1株当たり純資産額707円(小数点以下を四捨五入しています。)を32.1%(小数点以下第二位を四捨五入しています。)下回っていますが、当社の保有する工場施設を閉鎖し更地にして売却するためには、工場建物の解体費用などの各種費用が伴うものと考えられること、当社の資産の中には製造設備などをはじめとした事業用資産が多く含まれており、その流動性が必ずしも高いわけではなく、資産売却等の困難性や清算に伴う相当な追加コストの発生が考えられること、投資その他の資産の大部分を占める退職給付に係る資産についても、年金制度を終了した場合でも年金資産が当社に返還されるものではないこと、等を考慮すると、仮に当社が清算する場合にも、簿価純資産額がそのまま換価されるわけではなく、相当程度毀損が見込まれると考えています(但し、当社としては清算を予定しているわけではないため、清算する場合における純資産の毀損額の具体的な水準の把握までは行っておらず、したがって上記1株当たり純資産額に当該毀損額を反映した金額と本公開買付価格との関係についても確認していません。)。また、純資産額は将来の収益性を反映するものではないため、継続企業である当社の企業価値の算定において重視す

することは合理的ではないと考えています。

当該取締役会における決議の方法については、下記「(2)本売渡請求の承認に当たり本売渡株主の利益を害さないように留意した事項」の「⑥ 当社における利害関係を有しない取締役(監査等委員である取締役を含む。)全員の承認」をご参照ください。

その後、当社は、2024年6月7日、釜屋電機より、本公開買付けの結果について、当社株式7,601,498株の応募があり、その全てを取得することになった旨の報告を受けました。この結果、2024年6月13日(本公開買付けの決済の開始日)付で、釜屋電機の所有する当社株式の議決権所有割合は92.60%となり、釜屋電機は、当社の特別支配株主に該当することとなりました。

(注)「議決権所有割合」は、当社が2024年5月15日に提出した第83期第1四半期報告書に記載された2024年3月31日現在の発行済株式総数(17,102,504株)から、当社が2024年4月26日に公表した「2024年12月期第1四半期決算短信[日本基準](連結)」に記載された2024年3月31日現在当社が所有する自己株式数(1,625株)を控除した株式数(17,100,879株)に係る議決権数(171,008個)を分母として計算しています(小数点以下第三位を四捨五入。)。

このような経緯を経て、当社は、釜屋電機より、本意見表明プレスリリースの「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(5)本公開買付け後の組織再編等の方針(いわゆる二段階買収に関する事項)」に記載のとおり、本取引の一環として、会社法第179条第1項に基づく本売渡請求を行う旨の通知を、2024年6月14日付で受領しました。

その結果、当社は、本日開催の取締役会において、(i)本売渡請求は本取引の一環として行われるものであるところ、当社は、上記のとおりの過程及び理由により、本取引は当社の企業価値の向上に資すると判断しており、当該判断を変更すべき事情は生じていないこと、(ii)本売渡対価は本公開買付価格と同一の価格に設定されているところ、当該価格は、上記のとおり、下記「(2)本売渡請求の承認に当たり本売渡株主の利益を害さないように留意した事項」に記載の本取引に係る取引条件の公正さを担保するための措置が十分に講じられた上で、本特別委員会の実質的な関与の下、釜屋電機らとの間で十分な交渉を重ねた結果合意された価格であり、また、下記「(2)本売渡請求の承認に当たり本売渡株主の利益を害さないように留意した事項」に記載のとおり、本特別委員会から取得した本答申書においても、妥当であると認められると判断されている等、本売渡株主の皆様が享受すべき利益が確保された妥当な価格であると考えられること、(iii)釜屋電機は、本売渡対価を、同社の現預金により支払うことを予定しているところ、当社としても、本公開買付けに係る公開買付届出書の添付書類として提出された釜屋電機の預金残高証明書を確認することにより、2024年3月22日時点で同社が本売渡対価の支払のための資金に相当する額の銀行預金を有していることを確認していること、また、釜屋電機によれば、同日以降、本売渡対価の支払に支障を及ぼす事象は発生しておらず、今後発生する可能性も認識していないとのことから、釜屋電機による本売渡対価の支払のための資金の準備状況・確保手段は相当であり、本売渡対価の交付の見込みはあると考えられること、(iv)本売渡対価の交付までの期間及び支払方法について不合理な点は認められないことから、本売渡請求に係る取引条件は相

当であると考えられること、(v)本公開買付けの開始以降本日に至るまで当社の企業価値に重大な変更は生じていないこと等を踏まえ、本売渡請求は、本売渡株主の利益に配慮したものであり、本売渡請求の条件等は適正であると判断し、取締役8名のうち、上記取締役会の審議及び決議に参加した、焦佑衡氏、陳怡光氏及び陳明清氏を除く利害関係を有しない取締役5名の全員の一致で、釜屋電機からの通知のとおり、本売渡請求を承認する旨の決議をしました。なお、焦佑衡氏及び陳明清氏は、いずれも釜屋電機の役職員であり、また、陳怡光氏は、2024年5月31日まで釜屋電機の取締役及び代表取締役社長であり、現在もWalsinの役職員であるため、取締役会における審議及び決議が本取引における構造的な利益相反の問題及び情報の非対称性の問題による影響を受けるおそれを可能な限り排除する観点から、上記取締役会における審議及び決議には参加しておらず、また当社の立場において、本公開買付けに関する釜屋電機らとの協議及び交渉に参加していません。

(2) 本売渡請求の承認に当たり本売渡株主の利益を害さないように留意した事項

本売渡請求は、本取引の一環として、本公開買付け後のいわゆる二段階買収の二段階目の手続として行われるものであるところ、本意見表明プレスリリースの「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(6) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」に記載のとおり、当社は、当社が釜屋電機の親会社であるWalsinの連結子会社であり、本公開買付けを含む本取引が構造的な利益相反の問題及び情報の非対称性の問題が類型的に存する取引に該当することに鑑み、これらの問題に対応し、本公開買付価格を含む本取引に係る取引条件の公正さを担保するため、以下の措置を講じています。

また、釜屋電機は、本公開買付けの公表日(2024年3月25日)時点において、当社株式8,233,504株(所有割合:48.15%)を所有し、また、Walsinは、当社株式330,800株(所有割合:1.93%)を実質的に所有しているため、本公開買付けにおいて、いわゆる「マジョリティ・オブ・マイノリティ」(Majority of Minority)の買付予定数の下限を設定すると、本公開買付けの成立を不安定なものとし、かえって本公開買付けに応募することを希望する一般株主の皆様の利益に資さない可能性もあるものと考え、本公開買付けにおいて、いわゆる「マジョリティ・オブ・マイノリティ」(Majority of Minority)の買付予定数の下限は設定していませんが、釜屋電機及び当社において以下の①乃至⑧の措置を講じていることから、当社の一般株主の利益には十分な配慮がなされていると考えています。

なお、以下の記載のうち釜屋電機に関する記述は、釜屋電機から受けた説明に基づくものです。

① 当社における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

当社は、本公開買付けに関する意見表明を行うにあたり、当社、Walsin及び釜屋電機から独立した第三者算定機関としてKPMG FASに当社の株式価値の算定を依頼し、2024年3月22日付で本株式価値算定書(KPMG FAS)を受領しています。なお、KPMG FASは、Walsin、釜屋電

機及び当社の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して重要な利害関係を有していません。また、本取引に係るKPMG FASの報酬は、本取引の成否にかかわらず支払われる固定報酬のみであり、本公開買付けを含む本取引の成立等を条件に支払われる成功報酬は含まれていません。なお、当社は、下記「② 当社における独立した特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得」に記載した措置等を踏まえると、当社の少数株主の利益には十分な配慮がなされていると考え、KPMG FASから本公開買付価格の公正性に関する評価(フェアネス・オピニオン)を取得していません。

KPMG FASは、当社普通株式の価値算定にあたり必要となる情報を収集・検討するため、当社の経営陣から事業の現状及び将来の見通し等の情報を取得して説明を受け、それらの情報を踏まえて、当社普通株式の価値算定を行っています。複数の株式価値算定手法の中から当社の株式価値の算定にあたり採用すべき算定手法を検討のうえ、当社が継続企業であるとの前提のもと、当社の株式価値について多面的に評価することが適切であるとの考えに基づき、当社が東京証券取引所スタンダード市場に上場しており、市場株価が存在することから市場株価平均法を、当社と比較可能な上場会社が複数存在し、類似会社比較による当社の株式価値の類推が可能であることから類似会社比較法を、また将来の事業活動の状況を算定に反映するためDCF法をそれぞれ採用して、当社の株式価値を算定しています。KPMG FASが上記各手法に基づき算定した当社株式1株当たり株式価値の範囲はそれぞれ以下のとおりです。

市場株価平均法：301 円～316 円

類似会社比較法：310 円～481 円

DCF法：449 円～519 円

市場株価平均法では、算定基準日を 2024 年 3 月 22 日として、東京証券取引所スタンダード市場における当社株式の基準日終値 316 円、直近1ヶ月間の終値単純平均値 304 円、直近3ヶ月間の終値単純平均値 301 円及び直近6ヶ月間の終値単純平均値 313 円を基に、当社普通株式1株当たりの株式価値の範囲を 301 円から 316 円と算定しています。

類似会社比較法では、当社と類似する事業を営む上場会社の市場株価や収益性等を示す財務指標との比較を通じて、当社の株式価値を算定し、当社普通株式1株当たり株式価値の範囲を 310 円から 481 円と算定しています。当社と類似性があると判断される上場会社として、コーセル株式会社、TDK株式会社、株式会社村田製作所、岡谷電機産業株式会社を選定し、企業価値に対する EBITDA の倍率、企業価値に対する EBIT(営業利益)の倍率を用いて株式価値を算定しています。

DCF法では、当社事業計画を基礎として、当社が、直近までの業績の動向、一般に公開された情報等の諸要素を考慮して作成した、2024 年 12 月期から 2028 年 12 月期までの財務予測(以下「本財務予測」といいます。)に基づき、2024 年 12 月期以降に当社が創出すると見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引くことにより当社の企業価値や株式価値を算定し、当社普通株式1株当たりの株式価値の範囲を 449 円から 519 円と算定しています。その際、割引率(加重平均資本コスト)については、株式価値評価実務において一般的に用

いられているCAPM(資本資産価格モデル)理論に基づき分析を行っており 10.8%から 11.8%を使用しています。また、継続価値の算定にあたっては、PA(Perpetuity Assumption)法を採用しており、その際、永久成長率については、0.0%から 1.0%を使用しています。

KPMG FASがDCF法による分析において前提とした本財務予測は以下のとおりです。本財務予測については、下記「② 当社における独立した特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得」に記載のとおり、本特別委員会がその内容、重要な前提条件及び作成経緯等の合理性を確認しています。

なお、本財務予測については、大幅な増益を見込んでいる事業年度が含まれています。具体的には、2025 年 12 月期に、2023 年 12 月期より着手している収益性改善活動や、ノイズフィルタのメイン市場である半導体製造装置、工作機械市場の回復、パワーツール市場の市況回復によるヒューズ用印刷基板の売上増加による増益を見込んでいる他に、2026 年 12 月期に前期からの増益効果に加え、パワーエレクトロニクス事業の新規量産が開始されることによる更なる増益を見込んでいます。2025 年 12 月期においては、フリー・キャッシュ・フローの大幅な減少が見込まれていますが、2025 年 12 月期における設備投資の増加、及び、増収に伴う運転資本の増加が主要因です。2028 年 12 月期においてはフリー・キャッシュ・フローの大幅な増加が見込まれていますが、上記記載の要因に伴う増益、計画期間において行っている在庫削減に伴う運転資本の減少及び設備投資が前年度対比減少していることが主要因です。その他の事業年度に関しては、フリー・キャッシュ・フローの大幅な変動は見込まれません。また、本財務予測は、本取引実行により実現することが期待されるシナジー効果については、現時点において見積もることが困難であるため、本財務予測及び価値算定には加味されていませんが、上場関連費用の削減効果については考慮しています。

(単位:百万円)

	2024 年 12 月期	2025 年 12 月期	2026 年 12 月期	2027 年 12 月期	2028 年 12 月期
売上高	10,610	12,500	14,500	15,000	15,500
EBITDA	310	800	1,500	1,500	1,700
営業利益	750	1,181	1,915	1,989	2,238
フリー・キャッシュ・フロー	544	288	359	371	864

KPMG FASは、当社の株式価値算定に際して、当社から提供を受けた情報、ヒアリングによ

り聴取した情報及び一般に公開された情報等を原則としてそのまま採用し、採用したそれらの資料及び情報等が、全て正確かつ完全であること、当社の株式価値算定に重大な影響を与える可能性がある事実でKPMG FASに対して未開示の事実はないこと等を前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証は行っていません。また、KPMG FASは、当社及びその子会社の資産及び負債(デリバティブ取引、簿外資産・負債、その他偶発債務を含みます。)について、個別の資産及び負債の分析及び評価を含め、独自の評価又は鑑定を行っておらず、第三者機関への評価、鑑定又は査定の依頼も行っていません。また、かかる算定において参考した当社の財務見通しについては、当社により現時点で得られる最善の予測及び判断に基づき合理的に準備・作成されたことを前提としていること、並びにかかる算定は 2024 年 3 月 22 日現在の情報と経済情勢を反映したものであることを前提としています。

② 当社における独立した特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得あ

(i) 設定等の経緯

上記「(1)本売渡対価の総額の相当性に関する事項その他の会社法第 179 条の2第1項第2号及び第3号に掲げる事項についての定めの相当性に関する事項」の「(i)釜屋電機からの提案及び検討体制の構築の経緯」に記載のとおり、当社は、2024 年 1 月 31 日開催の取締役会における決議に基づき、いずれも Walsin 及び釜屋電機から独立した委員である川澄晴雄氏(当社独立社外取締役)、山崎頼良氏(当社独立社外取締役、公認会計士)、木下嘉隆氏(当社独立社外取締役)の3名から構成される本特別委員会を設置しました(なお、本特別委員会の委員は、設置当初から変更していません。また、本特別委員会の委員の報酬は支払われず、本取引の成立を条件とする成功報酬は採用していません。)。

当社は、本特別委員会に対し、①本取引の目的に合理性(本取引が当社グループの企業価値の向上に資することを含む。)が認められるか否か、②本取引の取引条件に妥当性(本取引の実施方法や対価の妥当性を含む。)が認められるか否か、③本取引の手続に公正性が認められるか否か(いかなる公正性担保措置をどの程度講じるべきかの検討を含む。)、④①乃至③その他の事項を踏まえ、当社取締役会が本取引の実施(本公開買付けに関する賛同の意見表明及び一般株主に対する応募推奨の意見表明を含む。)を決定することに賛同するか否か、⑤①乃至③その他事項を踏まえ、当社取締役会が本取引の実施(本公開買付けに関する賛同の意見表明及び一般株主に対する応募推奨の意見表明を含む。)を決定することが当社の少数株主に不利益なものでないか否か(以下、これらを総称して「本委嘱事項」といいます。)について委嘱しました。また、当社は、本特別委員会への委嘱にあたり、当社の取締役会が本取引に関する決定(本公開買付けについて意見を表明することを含みます。)を行うに際して、本特別委員会の判断内容を最大限尊重すること、及び本特別委員会が本取引の目的又は取引条件について妥当でないと判断した場合には、当社は本取引に賛同しないことを前提とするとともに、本特別委員会に以下の権限を付与しました。

(a) 本特別委員会は、必要と認めるときは、委員長の選定その他の本特別委員会の運営に関

する事項を、委員の過半数の決議により定めることができること

- (b) 本特別委員会は、当社の費用負担の下、本取引に係る調査(本取引に関する当社の役員若しくは従業員又は本取引に係る当社のアドバイザーに対し、本委嘱事項の検討及び判断に必要な事項について質問を行い、説明又は助言を求めるなどを含む。)を行うことができること
- (c) 本特別委員会は、当社に対し、(i)本特別委員会としての提案その他の意見又は質問をWalsin(釜屋電機を含む。)に伝達すること、及び(ii)本特別委員会自ら、Walsin(釜屋電機を含む。)と協議・交渉する機会を設定することを要望することができ、また、本特別委員会が当該(ii)の機会の設定を要望しない場合であっても、当社は、Walsin(釜屋電機を含む。)と協議・交渉を行った場合にはその内容を速やかに本特別委員会に報告し、本特別委員会は、当該内容を踏まえ、Walsin(釜屋電機を含む。)との協議・交渉の方針について、当社に対して意見を述べ、また、必要な指示・要請を行うことができること
- (d) 本特別委員会において答申に係る意見が全員一致により調わなかった場合は、委員の過半数により承認された結論を本特別委員会の答申内容とすること。但し、かかる答申内容の全部又は一部について異なる意見を有する委員は、自らの意見を答申内容に付記するよう求められること
- (e) 議事運営上の便宜の観点から、本特別委員会に当社の役員若しくは従業員又は本取引に係る当社のアドバイザーが陪席する場合であっても、本特別委員会は、当該陪席者に対し、適宜、退席を求めることができること
- (f) 本特別委員会は、必要と認めるときは、当社の費用負担の下、本特別委員会独自の弁護士、算定機関、公認会計士その他のアドバイザーを選任することができること。また、本特別委員会は、本取引に係る当社のアドバイザーを指名し、又は変更を求めることができるほか、当社のアドバイザーに対して必要な指示を行うことができること
また、当社は、本特別委員会において、当社のファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関であるKPMG FAS及び当社のリーガル・アドバイザーである神谷町法律事務所について、その独立性及び専門性に問題がないことを確認のうえ、その選任の承認を受けています。

(ii) 検討の経緯

本特別委員会は、2024年2月14日から2024年3月25日まで合計8回、合計7時間にわたって開催され、本委嘱事項に関して、慎重に検討及び協議を実施しました。

本特別委員会は、その独立性及び専門性に問題がないことを確認のうえ、KPMG FASを当社のファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関とすること並びに神谷町法律事務所を当社のリーガル・アドバイザーとすることについて承認しました。その上で、本特別委員会は、KPMG FAS及び神谷町法律事務所から受けた助言を踏まえ、本取引において手続の公正性を確保するために講じるべき措置について検討を行っています。

本特別委員会は、本取引に関する交渉の過程において、本取引の背景・経緯、本取引によつ

て創出が見込まれるシナジーの有無や本取引の意義・目的、本取引後の経営方針、本取引における諸条件等についての釜屋電機らの考え方を確認することを含め、重要な交渉上の局面において当社に対して意見を述べています。また、本特別委員会は、当社に対して、本取引に係る釜屋電機らの提案内容を踏まえ、当社の事業の状況、事業環境、経営課題、事業計画の内容、本取引の意義、本取引によるシナジーの創出、当社事業に対する影響等についての当社としての意見を確認しています。

加えて、本特別委員会は、当社から本財務予測の作成経緯及び内容の説明を受け、本財務予測の内容、重要な前提条件及び作成経緯等の合理性について確認しています。その上で、上記「①当社における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得」に記載のとおり、KPMG FASからは、本財務予測を前提として当社株式の価値算定を実施していますが、本特別委員会は、KPMG FASから、実施した当社株式の価値算定に係る算定方法、当該算定方法を採用した理由、各算定方法による算定の内容及び重要な前提条件(継続価値算定の前提としてフリー・キャッシュ・フローを含む株式価値算定の前提となる計画値、DCF分析における割引率の計算根拠を含みます。)について説明を受け、質疑応答及び審議・検討を行った上で、その合理性を確認しています。

また、上記「(1)本売渡対価の総額の相当性に関する事項その他の会社法第 179 条の2第1項第2号及び第3号に掲げる事項についての定めの相当性に関する事項」の「(ii) 検討・交渉の経緯」に記載のとおり、当社は、釜屋電機から、2024 年 1 月 24 日、本公開買付価格を 410 円(前営業日である 2024 年 1 月 23 日の終値 307 円に対し 33.6% のプレミアム)とする初期意向表明書を受けました。これに対して、当社は、2024 年 2 月 29 日に、同種事例のプレミアム水準と比較して設定されたプレミアムが低く少数株主の利益保護の観点から妥当な水準とはいえないことを理由として本公開買付価格を再考するよう要請しました。さらに、当社は、釜屋電機から、2024 年 3 月 6 日に、本公開買付価格を 430 円(再提案提出日である 2024 年 3 月 6 日の終値 294 円に対し 46.3%、同日までの 1 ヶ月間の終値単純平均値 294 円に対し 46.3%、同日までの 3 ヶ月間の終値単純平均値 301 円に対し 42.9%、同日までの 6 ヶ月間の終値単純平均値 317 円に対し 35.6% のプレミアム)とする提案を受けました。これに対し、当社は、2024 年 3 月 8 日に、当社の財務予測を基礎として算定された第三者算定機関による当社株式価値の算定結果の見込みを踏まえると、当該提案価格は当社が実現しうる本源的価値が少数株主に対して適切に分配される水準とはいえないことを理由として、本公開買付価格を再考するよう要請しました。これに対して、釜屋電機は、かかる要請を踏まえ、本公開買付価格について再度検討し、2024 年 3 月 13 日に、釜屋電機から本公開買付価格を 460 円(再提案提出日である 2024 年 3 月 13 日の終値 309 円に対し 48.9%、同日までの 1 ヶ月間の終値単純平均値 298 円に対し 54.4%、同日までの 3 ヶ月間の終値単純平均値 300 円に対し 53.3%、同日までの 6 ヶ月間の終値単純平均値 315 円に対し 46.0% のプレミアム)とする提案を受けました。これに対し、当社は、2024 年 3 月 14 日に、引き続き本財務予測を基礎として算出された第三者算定機関による当社株式価値の算定結果の見込みを踏まえると、依然として当該提案価格は当社が実現しうる本源的価値が少数株主に対して適

切に分配される水準とはいえないことを理由として、本公開買付価格を再考するよう要請しました。これに対して、釜屋電機は、かかる要請を踏まえ、本公開買付価格について再度検討し、2024年3月19日に、釜屋電機から本公開買付価格を480円(再提案提出日の前営業日である2024年3月18日の終値305円に対し57.4%、同日までの1ヶ月間の終値単純平均値300円に対し60.0%、同日までの3ヶ月間の終値単純平均値300円に対し60.0%、同日までの6ヶ月間の終値単純平均値314円に対し52.9%のプレミアム)とする提案を受けました。これに対し、当社は、2024年3月20日に、当該提案価格は本財務予測を基礎として算出された第三者算定機関による当社株式価値の算定結果の見込みを踏まえて、評価しうる範囲に至っているものの、当社の一般株主の利益を最大限追求するという観点より、本公開買付価格の更なる引き上げ余地がないか、再度検討するよう要請しました。これに対して、釜屋電機らは、2024年3月19日に釜屋電機が提案した1株当たり480円の価格は、当社株式の市場株価に対して十分なプレミアムが付されたものであり、一般株主の利益に資するものであると判断したことであり、当社は、価格の引き上げは行わない旨の回答を受けました。

なお、当社及び本特別委員会は、釜屋電機により、本公開買付けは、買付予定数の下限を、釜屋電機が本公開買付け後において所有する当社の議決権の数が、当社の総議決権の60%に相当する数以上となるよう設定している点について、本意見表明プレスリリースの「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(2)本公開買付けに関する意見の根拠及び理由」の「① 本公開買付けの概要」に記載のとおり、①当社における直近3事業年度に係る定時株主総会の議決権行使率が低い水準にあること、さらに、同種事案の統計上、本臨時株主総会のような二段階買収に係る株主総会においては、その他の通常の株主総会議案と比較して議決権行使率が低くなる傾向があること、及び②当社の株主(実質株主を含みます。)に取引条件の適否にかかわらず公開買付けへの応募を行わない方針をとるパッシブ・インデックス運用ファンド等が存在し、その保有する当社の議決権数が少なくとも当社の総株主の議決権数の2%から3%程度存在するものと見込まれていることに鑑み、本公開買付けの成立を安定的なものとし、本取引の成立の蓋然性を最大化しつつ、本公開買付け後に釜屋電機が当社の総株主の議決権数の3分の2を所有するに至らない場合でも、その所有する当社の議決権数が本臨時株主総会において、本株式併合に係る議案が現実的に承認される水準となるよう設定している旨の説明を受けています。

これらの交渉経緯において、本特別委員会は、当社の釜屋電機との交渉について、隨時、当社及びKPMG FASから受けた財務的見地からの助言、神谷町法律事務所から受けた法的見地からの助言も踏まえて検討を行い、釜屋電機に確認すべき事項及び当社として主張することが考えられる条件等について適宜意見を述べました。その結果、当社は、2024年3月20日、釜屋電機から、本公開買付価格を480円とすることを含む提案を受け、本公開買付価格を、釜屋電機の当初提示額である410円から480円にまで、17.1%(小数点以下第二位を四捨五入)引き上げています。

(iii) 判断の内容

本特別委員会は、以上のような経緯のもと、本委嘱事項について慎重に協議及び検討した結果、2024年3月25日付で、当社取締役会に対し、委員3名全員の一致で、大要以下の内容の本答申書を提出しました。

(a) 答申内容

1. 本取引の目的には合理性(本取引が当社グループの企業価値の向上に資することを含む。)が認められる。
2. 本取引の取引条件には妥当性(本取引の実施方法や対価の妥当性を含む。)が認められる。
3. 本取引の手続には公正性が認められる。
4. 当社取締役会が、本公開買付けに関して賛同の意見を表明しつつ応募を推奨することを含む、本取引の実施を決定することに賛同する。
5. 当社取締役会が、本公開買付けに関して賛同の意見を表明しつつ応募を推奨することを含む、本取引の実施を決定することは、当社の少数株主に不利益なものではない。

(b) 答申の理由

1. 本取引の目的に合理性(本取引が当社グループの企業価値の向上に資することを含む。)が認められるか否か

以下の理由から、本取引は、当社及び当社グループの企業価値を向上させるものであり、本取引の目的は合理性が認められると考える。

- ・ 当社が、上記「(1)本売渡対価の総額の相当性に関する事項その他の会社法第179条の2第1項第2号及び第3号に掲げる事項についての定めの相当性に関する事項」に記載される取り組みを中心に Walsin の販売チャネル、製品、機能等を活用し、最大限のシナジーを追求していくながら、釜屋電機らと当社相互の企業規模拡大や効率性向上、そしてその先にある企業価値向上を目指していくことについては相応の正当性があるものと判断されること。
- ・ これまででは、釜屋電機らから当社に経営資源を提供する場合、経営資源の供与者と受益者が必ずしも一致するわけではなく、かかる状況においてさらに釜屋電機らが当社に対して企業価値向上に資する経営資源の提供を行うとすれば、利益の一部が釜屋電機ら外に流出するといった問題が指摘される可能性もあり、釜屋電機らとしても、当社の企業価値向上を図る為の機動的かつ効果的な施策を実行することに慎重となるを得ない面があつたとのことである。このため、当社の企業価値を向上させるため、本公開買付けにより、当社を釜屋電機の完全子会社とするという判断には合理性があると判断されること。
- ・ 当社の株主を釜屋電機のみとし当社を釜屋電機の完全子会社とするための一連の手続(以下、「本スケイズアウト手続」といいます。)の実施により当社が非公開化されることについても、資本市場からの直接的な資金調達を行うといったこれまで上場会社として享受してきたメリットを喪失することになる一方で、市場環境及び当社の直近の業

績を考慮すると、当面の間エクイティ・ファイナンスによる効果的な資金調達は容易でないと考えられること、また上場を維持するために求められる金融商品取引法上の有価証券報告書等の継続的な開示体制への対応、上場維持に伴う各種費用(上場料、開示書類の作成費用、株式事務代行機関への委託費用、監査費用等)のコスト負担は年々増加しており、釜屋電機の完全子会社となり非公開化することによってこれらに係る業務及びコスト負担を軽減できること、さらに上記のとおり Walsin の販売網の利用、グローバル調達・物流・研究開発・販売マーケティング機能その他のグローバルな運営プラットフォームやその他コーポレート機能の提供、当社の汎用製品の製造の内製化等が達成されることが見込まれることに鑑みれば、当社株式の上場が廃止されることによるデメリットは、当社の企業価値向上が見込まれるメリットを上回らないものと考えられること。

2. 本取引の取引条件に妥当性(本取引の実施方法や対価の妥当性を含む。)が認められるか否か

以下の理由から、本取引の取引条件(本取引の実施方法や対価を含む。)には妥当性が認められると考える。

- ・ 本公司買付けには、買付予定数の下限(当社株式 2,027,024 株(所有割合:11.85%)が設定されているものの、本公司買付けがかかる下限で成立した場合に釜屋電機の所有割合が 60%となるよう設定されており、本公司買付け成立後、本スクイーズアウト手続として株主総会の特別決議による本株式併合を実施できるかどうかは確実ではない。これについて、釜屋電機らは、①当社における直近3事業年度に係る定時株主総会の議決権行使率が 69%から 76%と比較的低い水準にあり、本スクイーズアウト手続のような二段階買収に係る株主総会においては統計上その他の通常の株主総会議案と比較して議決権行使率が低くなる傾向があること、また②当社の株主(実質株主を含む。)に取引条件の適否にかかわらず公開買付けへの応募を行わない方針をとるパッシブ・インデックス運用ファンド等が最低でも当社の総株主の議決権数の2%から3%程度存在するものと見込んでいることに鑑みると、本公司買付け成立後に釜屋電機が当社の総株主の議決権数の3分の2を所有するに至らない場合でも、その所有する当社の議決権数によって本株式併合の議案が現実的に承認される水準にあると考えていることである。これに加え、仮に本株式併合の議案が可決されなかったとしても、釜屋電機は、あらゆる手法で当社株式を追加取得することにより当社の速やかな非公開化を図る予定であるとのことである。釜屋電機らの説明は一応合理性があり、当該買付予定数の下限が設定されていたとしても、本取引の実施方法として不合理であるとはいえないこと。
- ・ 本スクイーズアウト手続として実施する株式売渡請求又は本株式併合の手続においては、法令上、本公司買付けに応募しなかった株主に対して、前者については売買価格の決定の申立てをする権利、後者については株式買取請求権が確保されている。また、

- 釜屋電機は、株式売渡請求又は本株式併合をする際に、当社の株主に対価として交付される金銭は本公開買付価格に当該各株主(釜屋電機及び当社を除く。)の所有する当社株式の数を乗じた価格と同一となるように算定されることを明らかにしていることから、当社の株主が本公開買付けに応募するか否かについて適切に判断を行う機会を確保し、これをもって強圧性が生じないように配慮されていると評価され、本スケイズアウト手続に係る条件には、一定の合理性があると判断されること。
- ・ 当社において、本取引の条件、とりわけ本公開買付価格の妥当性を確保するために、その検討及び判断に際して、当社株式の株式価値の算定のために当社及び釜屋電機から独立した第三者算定機関としてKPMG FASを選任し、KPMG FASから本株式価値算定書(KPMG FAS)を取得していること。また、本株式価値算定書(KPMG FAS)の結論に至る算定手法は現在の実務に照らして一般的、合理的な手法であると考えられること。
 - ・ 本株式価値算定書(KPMG FAS)によれば、本公開買付価格は、当社株式の株式価値の算定結果のうち、市場株価平均法に基づく算定結果のレンジの上限を上回っており、類似会社比較法及び DCF 法に基づく算定結果のレンジの範囲内となっていること、2024年3月22日の東京証券取引所スタンダード市場における当社株式の終値316円に対して 51.9% のプレミアムを加えた価格、直近1ヶ月の終値単純平均値 304 円に対して 57.9% のプレミアムを加えた価格、直近3ヶ月間の終値単純平均値 301 円に対して 59.5% のプレミアムを加えた価格、直近6ヶ月間の終値単純平均値 313 円に対して 53.4% のプレミアムを加えた価格となっているところ、経済産業省が「公正な M&A の在り方に関する指針」を公表した 2019 年 6 月 28 日以降に公表され、かつ成立した連結子会社の完全子会社化を目的とした他の公開買付けの事例(マネジメント・バイアウトを含まない。)55 件におけるプレミアム水準(平均値は公表日の前営業日に対するプレミアム率が 40.6%、過去1ヶ月間が 43.8%、過去3ヶ月間が 42.8%、過去6ヶ月間が 40.8%)との比較においても、相応のプレミアムが付されていると評価することができるものと判断したこと、かつ、2020 年公開買付価格との関係においても、本公開買付価格は 2020 年公開買付価格の 460 円を上回っており、当該公開買付けにおいて引き続き当社株式を所有することを選択した株主の利益保護の観点からも妥当性を有すると考えられること、KPMG FASが株式価値の算定に用いた算定方法等について不合理な点は見当たらなかったことから、本公開買付価格には妥当性が認められると考えられること。
 - ・ 本公開買付価格は、当社の 2023 年 12 月 31 日現在の簿価純資産から算出した1株当たり純資産額 707 円(小数点以下を四捨五入。)を 32.1%(小数点以下第二位を四捨五入。)下回っているが、当社の保有する工場施設を閉鎖し更地にして売却するためには、工場建物の解体費用などの各種費用が伴うものと考えられること、当社の資産の中には製造設備などをはじめとした事業用資産が多く含まれており、その流動性

が必ずしも高いわけではなく、資産売却等の困難性や清算に伴う相当な追加コストの発生が考えられること、投資その他の資産の大部分を占める退職給付に係る資産についても、年金制度を終了した場合でも年金資産が当社に返還されるものではないことなどを考慮すると、仮に当社が清算する場合にも、簿価純資産額がそのまま換価されるわけではなく、相当程度毀損が見込まれると考えられる(ただし、当社としては清算を予定しているわけではないため、清算する場合における純資産の毀損額の具体的な水準の把握までは行っておらず、したがって上記1株当たり純資産額に当該毀損額を反映した金額と本公開買付価格との関係についても確認していないことである)。また、純資産額は将来の収益性を反映するものではないため、継続企業である当社の企業価値の算定において重視することは合理的ではないと考えられる。以上を踏まえると、本公開買付価格が当社の上記1株当たり純資産額を下回っていることをもって、直ちに、本公開買付価格の妥当性が損なわれるとまではいえないこと。

3. 本取引の手続に公正性が認められるか否か(いかなる公正性担保措置をどの程度講じるべきかの検討を含む。)

以下の理由から、本取引の手続に公正性が認められると考える。

- ・ 当社は、本取引が支配株主との重要な取引等に該当し、また、本取引において釜屋電機と釜屋電機以外の当社一般株主との間で構造的な利益相反の問題及び情報の非対称性の問題が類型的に存することに鑑み、本取引に係る当社取締役会の意思決定過程における恣意性及び利益相反のおそれを排除し、意思決定過程の公正性を担保するとともに、当社取締役会における意思決定が、当社の少数株主にとって不利益のないものでないか否かを確認することを目的として、2024年1月31日開催の取締役会における決議に基づき、当社独立社外取締役3名から構成される本特別委員会を設置していること。なお、本特別委員会の委員は、設置当初から変更されていないこと。
- ・ 当社は、当社、Walsin 及び釜屋電機から独立したファイナンシャル・アドバイザーであるKPMG FASから当社株式の価値算定結果に関する報告、釜屋電機との交渉方針に関する助言その他の財務的見地からの助言を受けるとともに、当社、Walsin 及び釜屋電機から独立したリーガル・アドバイザーである神谷町法律事務所から本取引における手續の公正性を確保するための対応等についての法的助言を受け、これらを踏まえ、本取引の是非及び取引条件の妥当性について慎重に検討を行っていること。
- ・ 本特別委員会は、KPMG FAS及び神谷町法律事務所の独立性及び専門性に問題がないことを確認し、KPMG FASを当社のファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関として、並びに神谷町法律事務所をリーガル・アドバイザーとして承認するとともに、本特別委員会としてもこれらのアドバイザーから専門的助言を受けることに異議がない旨を確認していること。
- ・ 当社は、本特別委員会が事前に承認した交渉方針に従い、書面による質疑を含めて、本公開買付価格について、少数株主の利益保護の観点からその公正性を確保するた

めの実質的な協議・交渉を釜屋電機との間で複数回にわたって行った。具体的には、当社は、KPMG FASを通じて、釜屋電機のファイナンシャル・アドバイザーである野村証券株式会社を介して、本特別委員会が承認した交渉方針に基づく価格交渉を実施し、その交渉の結果として、1株当たり480円という本公開買付価格の決定に至るまでには、当社株式1株当たり410円とする釜屋電機の当初の提案より、70円の価格引上げを引き出していること。

当社は、2024年1月24日に釜屋電機から本公開買付けに関する初期意向表明書を受領した時点以降、本取引に係る取引条件に関する交渉過程において、構造的な利益相反の問題を排除する観点から、Walsin 及び釜屋電機の役職員を兼任若しくは兼務する、又は Walsin 及び釜屋電機からの出向者若しくは出身者である当社の役職員を関与させないこととし、代表取締役及び取締役経営企画室長並びに経営企画室に所属する職員3名のみが本取引に係る取引条件に関する交渉に関与している。当社の取締役のうち焦佑衡、陳怡光及び陳明清は、いずれも釜屋電機の役職員であるため、本取引に係る取締役会における審議及び決議には参加しておらず、また当社の立場において、本公開買付けに関する釜屋電機との協議及び交渉に参加していない。以上を含めて、当社の社内に構築した本取引の検討体制に独立性及び公正性の観点から問題がないことについて、本特別委員会において承認している。また、本取引に係る協議、検討及び交渉の過程で、Walsin 及び釜屋電機その他の本取引に特別な利害関係を有する者が当社側に不当な影響を与えたことを推認させる事実は認められないこと。

前述のとおり、当社は、本公開買付けに関する意見表明を行うにあたり、独立した第三者算定機関であるKPMG FASに当社の株式価値の算定を依頼し、2024年3月22日付で本株式価値算定書(KPMG FAS)を受領しており、これを本取引に関する判断の基礎としていること。

釜屋電機と当社は、当社が対抗的買収提案者と接触することを禁止するような取引保護条項を含む合意等、対抗的買収提案者が当社と接触することを制限するような内容の合意は一切行っておらず、対抗的買付け等の機会を妨げないこととしていること

釜屋電機は、本取引において、当社の株主に対して株式買取請求権又は価格決定申立権が確保されない手法は採用しないこと、及び、株式売渡請求又は本株式併合をする際に、当社の株主に対価として交付される金銭は本公開買付価格に当該各株主(釜屋電機及び当社を除く。)の所有する当社株式の数を乗じた価格と同一となるように算定される予定であることを明らかにしていることから、当社の株主が本公開買付けに応募するか否かについて適切に判断を行う機会を確保し、これをもって強圧性が生じないように配慮していること。また、本公開買付けにおける買付け等の期間が法定の最短期間である20営業日よりも長い30営業日と設定されていることから、当社の株主が本公開買付けに応募するか否かについて適切に判断を行う機会、及び釜屋電機以

- 外の者が当社株式の買付け等を行う機会が確保されていること。
- 当社は、KPMG FASから本公開買付価格の公正性に関する意見書(フェアネス・オピニオン)を取得していない。また、釜屋電機は、本公開買付けにおいて、いわゆるマジョリティ・オブ・マイノリティ(Majority of Minority)に相当する買付予定数の下限を設定していないこと。もっとも、上記の各公正性担保措置が講じられていることから、当社の少数株主の利益に十分な配慮がなされているということができ、かかる意見書の取得及び下限の設定がなされていないからといって、直ちに本取引の手続には公正性が認められないということにはならないと考えられること。
4. 当社取締役会が本取引の実施(本公開買付けに関する賛同の意見表明及び一般株主に対する応募推奨の意見表明を含む。)を決定することに賛同するか否か
- 以下の理由から、当社取締役会が本取引の実施(本公開買付けに関する賛同の意見表明及び一般株主に対する応募推奨の意見表明を含む。)を決定することに賛同する。
- 上記1乃至3その他の事項を踏まえると、本取引の目的に合理性が認められ、本取引の取引条件に妥当性が認められ、また、本取引の手続に公正性が認められることから、当社取締役会が、本公開買付けに関する賛同の意見表明及び一般株主に対する応募推奨の意見表明を含む、本取引の実施を決定することに賛同することができると考えられること。
5. 当社取締役会が本取引の実施(本公開買付けに関する賛同の意見表明及び一般株主に対する応募推奨の意見表明を含む。)を決定することが当社の少数株主に不利益なものでないか否か
- 以下の理由から、当社取締役会が本取引の実施(本公開買付けに関する賛同の意見表明及び一般株主に対する応募推奨の意見表明を含む。)を決定することは当社の少数株主に不利益なものでないと考える。
- 上記1乃至3その他の事項を踏まえると、本取引の目的に合理性が認められ、本取引の取引条件に妥当性が認められ、また、本取引の手續に公正性が認められることから、当社取締役会が、本公開買付けに関する賛同の意見表明及び一般株主に対する応募推奨の意見表明を含む、本取引の実施を決定することは、当社の少数株主に不利益なものではないと考えられること。

③ 当社における独立したファイナンシャル・アドバイザーからの助言

当社は、本取引に関する当社取締役会の意思決定の公正性及び適正性を担保するため、当社、Walsin 及び釜屋電機から独立したファイナンシャル・アドバイザーとしてKPMG FASを選任し、本取引において手続の公正性を確保するために講じるべき措置、本取引に係る当社の意思決定の方法及びその過程等に関する助言を含む財務的見地からの助言を受けています。

なお、KPMG FASは、当社、Walsin 及び釜屋電機の関連当事者には該当せず、本公開買付けを含む本取引に関して重要な利害関係を有していません。また、本取引に係るKPMG FASの

報酬は、本取引の成否にかかわらず支払われる固定報酬のみであり、本公開買付けを含む本取引の成立等を条件に支払われる成功報酬は含まれていません。

④ 当社における独立したリーガル・アドバイザーからの助言

当社は、本取引に関する当社取締役会の意思決定の公正性及び適正性を担保するため、当社、Walsin 及び釜屋電機から独立したリーガル・アドバイザーとして神谷町法律事務所を選任し、本取引において手続の公正性を確保するために講じるべき措置、本取引に係る当社の意思決定の方法及びその過程等に関する助言を含む法的助言を受けています。

なお、神谷町法律事務所は、当社、Walsin 及び釜屋電機の関連当事者には該当せず、本公開買付けを含む本取引に関して重要な利害関係を有していません。また、神谷町法律事務所の報酬は、本取引の成否にかかわらず稼働時間に時間単価を乗じて算出するものとされており、本取引の成立を条件とする成功報酬は含まれていません。

⑤ 当社における独立した検討体制の構築

上記「(1)本売渡対価の総額の相当性に関する事項その他の会社法第 179 条の2第1項第2号及び第3号に掲げる事項についての定めの相当性に関する事項」の「(i)釜屋電機からの提案及び検討体制の構築の経緯」に記載のとおり、当社は、構造的な利益相反の問題を排除する観点から、Walsin 及び釜屋電機から独立した立場で、本取引に係る検討、交渉及び判断を行う体制を当社の社内に構築しています。

具体的には、当社は、2024 年 1 月 24 日に Walsin から本公開買付けに関する初期意向表明書を受領した時点以降、当社と Walsin 及び釜屋電機との間の本公開買付価格を含む本取引に係る取引条件に関する交渉過程において、構造的な利益相反の問題を排除する観点から、Walsin 及び釜屋電機の役職員を兼任若しくは兼務する、又は Walsin 及び釜屋電機からの出向者若しくは出身者である当社の役職員を関与させないこととし、代表取締役及び取締役経営企画室長並びに経営企画室に所属する職員3名のみが本取引に係る取引条件に関する交渉に関与することとしました。

以上の取扱いを含めて、当社の社内に構築した本取引の検討体制(本取引の検討、交渉及び判断に關与する当社の役職員の範囲及びその職務を含みます。)に独立性及び公正性の観点から問題がないことについて、本特別委員会の承認を得ています。

⑥ 当社における利害関係を有しない取締役(監査等委員である取締役を含む。)全員の承認

当社は、KPMG FASから取得した本株式価値算定書(KPMG FAS)、KPMG FASからの財務的見地からの助言、神谷町法律事務所からの法的助言を踏まえつつ、本特別委員会から提出された本答申書の内容を最大限尊重しながら、本公開買付けの諸条件について、慎重に協議及び検討を行っています。その結果、当社は、上記「(1)本売渡対価の総額の相当性に関する事項その他の会社法第 179 条の2第1項第2号及び第3号に掲げる事項についての定めの相当性

に関する事項」に記載のとおり、2024年3月25日開催の取締役会において、本公開買付けに賛同する旨の意見を表明し、当社株主の皆様に対して、本公開買付けへの応募を推奨することを決議しました。

上記取締役会決議においては、取締役8名のうち、焦佑衡氏、陳怡光氏及び陳明清氏を除く利害関係を有しない取締役5名全員が参加し、参加した取締役の全員の一致により決議しました。

なお、焦佑衡氏、陳怡光氏及び陳明清氏は、いずれも釜屋電機の役職員であるため、取締役会における審議及び決議が本取引における構造的な利益相反の問題及び情報の非対称性の問題による影響を受けるおそれを可能な限り排除する観点から、上記取締役会における審議及び決議には参加しておらず、また当社の立場において、本公開買付けに関する釜屋電機との協議及び交渉に参加していません。

⑦ 取引保護条項の不存在

当社及び釜屋電機は、当社が対抗的買収提案者と接触することを禁止するような取引保護条項を含む合意等、対抗的買収提案者が当社と接触することを制限するような内容の合意は一切行っておらず、対抗的な買付け等の機会を妨げないこととすることにより、本公開買付けの公正性の担保に配慮しているとのことです。

⑧ 当社の株主が本公開買付けに応募するか否かについて適切に判断を行う機会を確保するための措置

釜屋電機は、本意見表明プレスリリースの「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(5)本公開買付け後の組織再編等の方針(いわゆる二段階買収に関する事項)」に記載のとおり、(i)本公開買付けの決済の完了後速やかに、釜屋電機が本公開買付けの成立により取得する株式数に応じて、当社株式の全て(但し、釜屋電機が所有する当社株式及び当社が所有する自己株式を除きます。)の株式売渡請求をすること又は本株式併合及び本株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款の一部変更を行うことを付議議案に含む本臨時株主総会の開催を当社に要請することを予定しており、当社の株主の皆様に対して、株式買取請求権又は価格決定申立権が確保されない手法は採用しないこと、(ii)株式売渡請求又は本株式併合をする際に、当社の株主の皆様に対価として交付される金銭は本公開買付価格に当該各株主(但し、釜屋電機及び当社を除きます。)の所有する当社株式の数を乗じた価格と同一となるように算定されることを明らかとしていることから、当社の株主の皆様が本公開買付けに応募するか否かについて適切に判断を行う機会を確保し、これをもって強圧性が生じないように配慮しているとのことです。

また、釜屋電機は、本公開買付けにおける買付け等の期間(以下「公開買付期間」といいます。)について、法令に定められた最短期間が20営業日であるところ、30営業日と設定していたとのことです。その後、釜屋電機が、2024年3月7日付で外為法第27条第1項に従い日本銀行を経由して財務大臣及び事業所管大臣への届出を行い、同日受理されました。当該届出の受理

後、2024年4月3日付で、当社の事業を所管する経済産業省から、法定の30日の待機期間中の審査の完了が困難であり、審査の継続のために一度届出を取り下げるよう連絡があつたため、同日付で上記届出を取り下げる後、釜屋電機は、2024年5月9日、外為法第27条第1項に従い必要となる届出に係る所管庁による審査が完了していないことから、公開買付期間を、本公開買付けの届出当初の公開買付期間の末日である2024年5月9日から20営業日を経過した日にあたる2024年6月6日まで延長することを決定したため、公開買付期間は合計50営業日となったとのことです。このように、釜屋電機は、公開買付期間を法定の最短期間である20営業日よりも長期に設定することにより、当社の株主の皆様に本公開買付けに対する応募について適切な判断機会を確保しつつ、釜屋電機以外の者にも当社株式の買付け等を行う機会を確保し、もって本公開買付価格の公正性を担保することを企図しているとのことです。

4. 本売渡対価の支払のための資金を確保する方法についての定めの相当性その他の本売渡対価の交付の見込みに関する事項(会社法第179条の5第1項第4号、会社法施行規則第33条の7第2号)

釜屋電機は、本売渡対価を、同社の現預金により支払うことを予定しているところ、当社としても、本公開買付けに係る公開買付届出書の添付書類として提出された2024年3月22日時点の釜屋電機の預金残高に係る2024年3月25日付残高証明書を確認することにより、2024年3月22日時点で同社が本売渡対価の支払のための資金に相当する額の銀行預金を有していることを確認していること、また、釜屋電機によれば、同日以降、釜屋電機において、本売渡対価の支払いに支障を及ぼす事象は発生しておらず、今後発生する可能性も認識していないことから、釜屋電機による本売渡対価の支払いのための資金の準備状況・確保手段は相当であり、本売渡対価の交付の見込みはあると判断しています。

5. 本売渡請求に係る取引条件についての定めの相当性に関する事項(会社法第179条の5第1項第4号、会社法施行規則第33条の7第3号)

本売渡対価は、取得日以降合理的な期間内に、取得日の前日の最終の当社の株主名簿に記載又は記録された本売渡株主の住所又は本売渡株主が当社に通知した場所において、当社による配当財産の交付の方法に準じて交付され、当該方法による交付ができなかつた場合には、当社の本店所在地にて、当社が指定した方法により(本売渡対価の交付について釜屋電機が指定したその他の場所及び方法があるときは、当該場所及び方法により)、本売渡株主に対する本売渡対価を支払うものとされているところ、上記の本売渡対価の交付までの期間及び支払い方法について不合理な点は認められないことから、本売渡請求に係る取引条件は相当であると判断しています。

6. 当社において最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容(会社法第179条の5第1項第4号、会社法施

行規則第33条の7第4号)

該当事項はありません。

以 上